

○伊予市総合計画策定審議会条例

平成17年 7 月 1 日条例第196号

伊予市総合計画策定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市の基本構想及びこれに基づく基本計画（以下「総合計画」という。）の策定並びにその推進に係る重要な事項に関し、調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、伊予市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 審議会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市民の行政への参画に関すること。
- (3) 行政改革に関すること。
- (4) その他市長が特に指示する事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 市職員
- (3) 市民及び学識を有する者で市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から翌々年の 3 月 31 日とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、その任務を遂行するため必要があると認めるときは、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(分科会)

第7条 審議会に、必要に応じ分科会を置くことができる。

2 分科会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 分科会に、座長1人を置き、分科会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 座長は、分科会の事務を掌理し、分科会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 座長に事故があるときは、分科会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。